

管理係の仕事

管理係では、市道上や法定外公共物（水路や畦畔）において、特定の者が一般交通の用に供する以外の目的で継続して道路等を使用する場合、道路管理者の許可が必要となるため占有申請書を提出していただいております。その場所や期間、内容などを基に許可の可否を審査しております。

●^{せんようしんせい}占有申請の受付

(1) ^{せんよう}占有

占有は本来の用途以外に河川や道路などの上に一定の施設を設け、継続して使用することです。また、上空・地下の使用の際も^{せんようしんせい}占有申請が必要となります。



市道上で^{しどう}占有工事などをする場合、許可を得るために提出する書類が^{どうろせんようきょか}道路占有許可申請書です。それに対して道路管理者の市が発行する書類が^{どうろせんようきょかしょ}道路占有許可書です。

(2) ^{どうろせんよう}道路占有の申請例

1) ^{ちかまいせつぶつ}地下埋設物

市道上でガス管、水道管、下水道管、電気工事などを行う場合

2) ^{ちじょうせつちぶつ}地上設置物

市道上に足場、電柱、掲示板、案内板、電話ボックス、信号機、バス停上屋やベンチ、商店街や個人の街路灯、カーブミラーなどを設置する場合
(公共性が高い場合のみ)

3) ^{じょうくうせつちぶつ}上空設置物

市道の上空に店の看板、広告看板やアサガオの設置、電線などを通す場合

(3) ^{せんよう}占有工事

公道における水道管、ガス管等の^{まいせつ}埋設や電柱等の設置に伴う工事のことを言います。水道管、電柱設置のように道路の^{くつきく}掘削が必要な^{せんよう}占有に対しては、道路の状態や^{ほそうこうぞう}舗装構造を維持していくために工事終了後に道路の^{ふっきゆうさぎょう}復旧作業を指示しています。

(4) 復旧

道路工事の後はきれいな道路に戻さなくてはなりません。この作業を復旧と言います。復旧には、一時的に埋めた状態の仮復旧ときちんと元の状態に戻す本復旧があります。本復旧の舗装範囲は舗装構造や現場の状況によって、立会いをおこなわずに決める場合と、管理者が現場で立会いをおこない、その場所の状況を見て判断して決める場合があります。悪天候や他の工事との関係などで、すぐに本復旧されない場合もありますが、仮復旧の状態でおおよそ3ヶ月以上放置されている道路を見かけましたら、事故につながる可能性がありますので管理係までご連絡ください。

＜豆知識＞ 足場（作業床）とは

足場は高所での作業のため丸太や鋼管などを組み立てたものです。労働安全基準法第518条により2m以上の高さで作業を行う場合には、事業者は作業員に安定した足場での作業環境を提供しなくてはなりません。通常、敷地内に立てるものですが、道路側に出してしまう場合は道路占用の申請が必要となります。また、出幅には上限がありますので、ご相談ください。



＜豆知識＞ アサガオとは

道路占用のなかで、興味深い用語としてアサガオがあります。（※花ではありません）アサガオは斜め状の落下物受けの板のことです。下を歩いている歩行者を落下物から守ります。上空から見ると花のアサガオのように見えることから、このように名付けられたようです。



(5) 不法占用

市が管理する道路で道路管理者の許可を得ず、違法に占有していることを不法占有と呼び、このような場合、撤去等の指導をしています。

不法占有と聞くとピンとこないかもしれませんが、道路上にでている植木鉢・段差解消ブロックなどは不法占有の代表的なものです。

(6) 占用料

道路などを占有する場合には使用料が発生し、これを占用料と言います。

占用料の発生する例としては、足場やアサガオのように一時的に市の土地を占有するもの、看板や電線のように半永久的に市の土地を占有するものが挙げられます。

市の土地を使うには申請をしたうえで占用料をお支払いいただきます。占用料がかかるかどうかは道路管理課窓口にてご確認ください。

また、道路占有でも条例により占用料がかからないものがあります。お祭りやその他の恒例行事の際の設置物が主な例です。

※道路占有料をお支払いただけない場合は、道路法により、延滞金がかかってしまうことがありますので、ご注意ください。

＜互知識＞ 舗装構造とは

いつも見慣れている道路は表面がアスファルトやコンクリートで舗装されたものです。舗装の下には、目の粗い砂利や細かい砂利が何層かに分かれて決まった厚さで順番に入っています。

道路ごとに通過する交通量などから何を何cmずつ埋めかが定まっており、その造りのことを舗装構造といいます。舗装は交通量の多い順に、調布市では「高級舗装」「中級舗装」「簡易舗装」となります。

右の図は代表的な簡易舗装の構造となります。

簡易舗装

アスファルト合材	表層 5cm
細かい砂利 (粒度調整碎石)	上層路盤 15cm
粗い砂利 (クラッシャーラン)	下層路盤 20cm

●^{えんどうくっさくしんせい}沿道掘削申請の受付

道路沿いには^{えんどう}沿道と呼ばれる区域があります。^{えんどう}沿道は道路の構造を守るため、交通に及ぼすべき危険を防ぐのに必要とされている区域のことです。そのため、^{えんどう}沿道部で道路に影響を及ぼしかねない^{くっさく}掘削を行う場合は^{えんどうくっさくしんせい}沿道掘削申請を提出していただきます。地下室の建築などが代表例です。

^{えんどう}沿道部は前面の^{どうろふくいん}道路幅員によって区域の広さが変わるので、ご注意ください。

また、^{えんどうくっさく}沿道掘削の申請が必要なのかどうかは道路管理課窓口にてご相談ください。

●^{おおがたしやりよう とくしゅしやりようつうこうしんせい}大型車両・特殊車両通行申請の受付

車はすべての道路を自由に走れる、というわけではありません。大きさや重さによって、通れない道もあれば、通行に道路管理者の許可が必要となる道があります。建築などで資材を搬入するための大きな車が代表的な例です。

ある規定のサイズを超える車が^{とくしゅしやりよう}特殊車両、ある規定のサイズよりも小さいが道路に対して大きい車が^{おおがたしやりよう}大型車両となります。^{とくしゅしやりよう}特殊車両は主に全国の国道事務所などに申請し、^{おおがたしやりよう}大型車両は市に直接の申請となります。

例)

特殊車両：クレーン、トレーラーなど

大型車両：トラックなど

＜^{あひだ}互知蔵＞ 道路上のアルファベットについて

道路には右の写真ようにアルファベットで何の工事をしたかわかるようにしている場合があります。

「G」はガス工事をしたという意味です。その他に「W」は水道、「D」は下水道、「E」は東京電力、「T」は東日本電信電話(NTT)をあらわしています。



●ふれあいのみちづくり事業

ふれあいのみちづくり事業とは、道路や水路などの身近な公共空間を地域の方と共に協力することできれいな街を作り、維持管理する目的で平成17年に制定された制度です。「きれいなところに住みたい」という地域の方と調布市の気持ちを形あるものにしようと考え出されました。

平成25年度には、17団体、200名以上の方々に活動を行っていただいております。市内全域で清掃活動や植栽の手入れを行っていただいております。

主な活動場所は、歩道や水路や空き地のように危険のない箇所です。見た目が道路でなくても市の土地であることもあるので、活動場所に関しては道路管理課窓口までご相談ください。

(1) 活動内容

- 街路樹（低木）の剪定（刈り込み）
- 除草
- 清掃及び美化に関する活動
- 除雪及び塩化カルシウム（融雪剤）散布



(2) 参加団体

ふれあい活動は市内の町内会、自治会、特定非営利団体活動法人、学校など概ね5人以上の方で構成され、営利、政治又は宗教活動を目的としない団体が参加できます。

(3) 市からの支援

- 清掃用具の支給
- 塩化カルシウムの支給
- ボランティア保険の加入（市で手続きします）

(4) 参加方法

1. 活動場所を決めます。
2. 道路管理課職員が現地に行き、活動可能か、危険がないかを調査します。
3. 申請者の方と活動内容について協議を行います。1年間に6回程度を目安に活動計画を作成してください。

4. 内容確認後、市と参加団体で合意書を作ります。
5. 活動に伴い、万が一のために保険に加入していただきます。
6. 市からほうきやちりとりなどの支援物資を受け取ったら活動開始です。

(5) 活動成果

1) 清掃及び美化に関する活動例



2) 看板の設置例



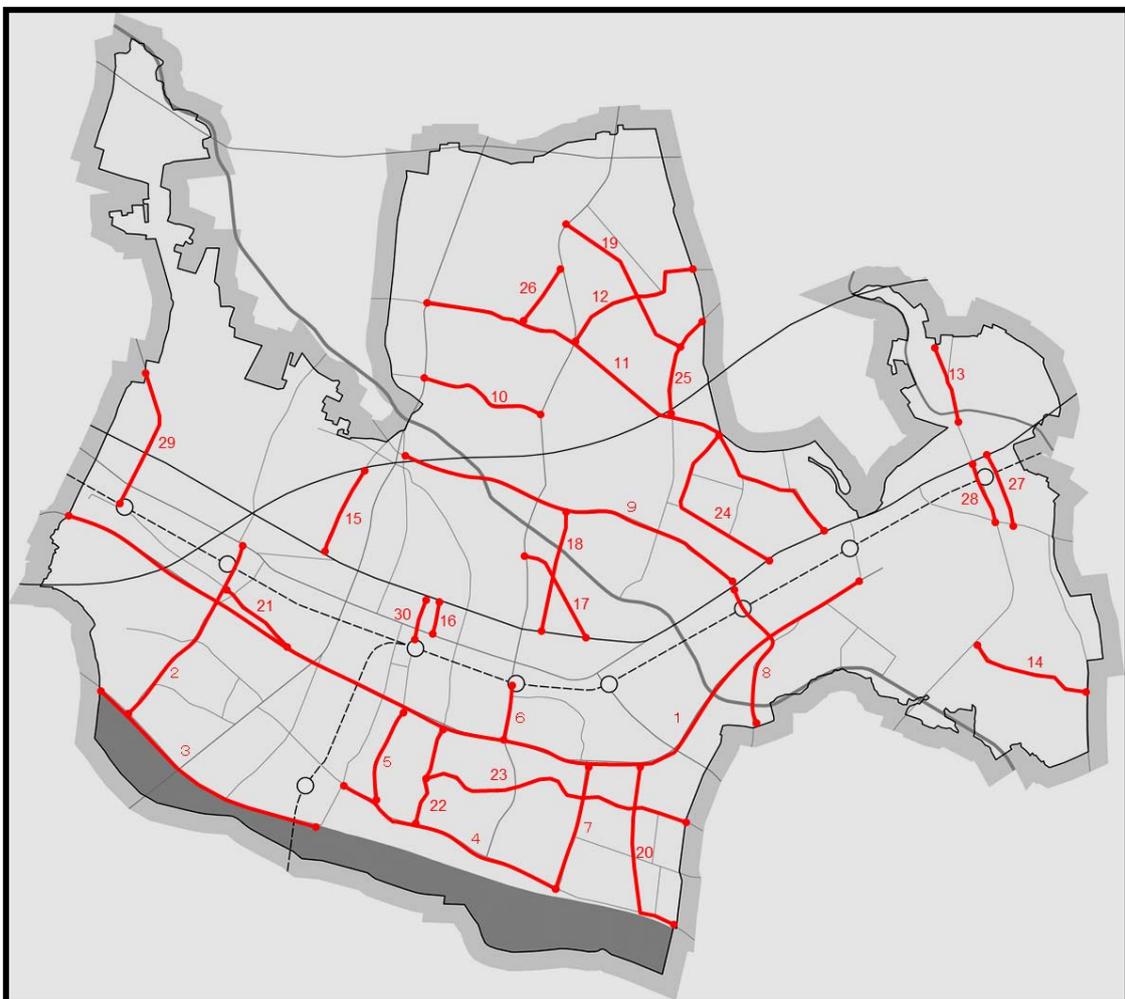
また、ご相談次第では団体名を表記した看板を設置することもできます。設置の条件としては、活動区域内であること、道路等の機能に支障がないことです。設置することで交通に支障が出るような場合や危険が生じる場合は設置不可となります。

これらの写真はすべて「ふれあいのみちづくり事業」の参加団体により、整備をしていただいている所です。当初は荒れた土地でしたが、整備していただくことで、このようにきれいな景観となりました。

●道路の愛称名について

市内の道路や橋りょう^{きょう}について、市民の皆さんに愛着と親しみをもっといただけるよう、道路などの道路管理課で管理している公共物について愛称名を付け、現地に標識^{ひょうしき}などを設置しています。現在、愛称名を付けている市道路線は30路線あります。

今後のまちづくりの進展や新設道路の整備などにあわせ、関係自治体など地元住民の方々のご意見や歴史的な背景などにも配慮しながら検討していきます。



<道路愛称名一覧表>

1	品川通り（主要市道12号線）	16	天神通り（市道南5号線）
2	<small>わかみや</small> はちまん 若宮八幡通り（主要市道16号線）	17	八雲台通り（市道北235号線）
3	多摩川堤通り（主要市道18号線）	18	<small>ぎおんじ</small> 祇園寺通り（主要市道3号線）
4	桜堤通り（主要市道20号線）	19	<small>のがや</small> 野ヶ谷通り（主要市道7号線）
5	保健所通り（市道南102号線）	20	染地通り（主要市道24号線）
6	布田南通り（主要市道21号線）	21	旧品川みち（市道西88号線）
7	三中通り（主要市道20号線）	22	白山通り（市道南116号線）
8	大町通り（主要市道25号線）	23	<small>はけした</small> 羽毛下通り（市道南176号線他）
9	佐須街道（主要市道4号線）	24	上ノ原通り（主要市道10号線）
10	深大寺通り（主要市道5号線）	25	原山通り（主要市道9号線）
11	神代植物公園通り（主要市道6号線）	26	総合体育館通り（市道北60号線）
12	消防大学通り（主要市道8号線）	27	<small>ひなた</small> 日向通り（主要市道31号線）
13	白百合学園通り（市道東12号線）	28	ハーモニー通り （市道東112-3号線）
14	中央学園通り（主要市道27号線）	29	スタジアム通り（主要市道32号線）
15	<small>いしはら</small> 石原小通り（主要市道1号線）	30	電通大通り（市道南21号線）

●「武蔵野の路」使用申請の受付

武蔵野の路（多摩川コース，野川コース）を使用し，ドラマ撮影やマラソン大会などを行う場合，使用申請が必要になります。

武蔵野の路は，全域を調布市道路管理課が管理しているわけではありません。場所によっては調布市緑と公園課や京浜河川事務所が管理しておりますので，申請をされる際は，京浜河川事務所や道路管理課窓口にて管理者をご確認ください。

●各種道路工事の日程調整

建物の新築工事などの例外はありますが，沿道や地域にお住まいの皆様にご迷惑をおかけしないように，占用企業者（東京電力，東日本電信電話（NTT），東京ガスなど）や関係自治体（調布市，東京都など）が集まって工事の日程などを調整する道路調整会議を行っております。

調布市では，年末年始は緊急工事（ガス漏れ，漏水など）以外，工事の許可をしておりません。

また，全面舗装を行った場合は，1～5年の掘削の規制をかけることで極力掘り返しがないように対応しております。

なお，漏水やガス漏れなどの緊急工事の場合は電話にて管理係が連絡を受け，場所や内容が確認でき次第，一時的に口頭で許可をしています。

＜豆知識＞ 目地とは

道路には右の写真のように舗装の切れ目（打ち継ぎ目）があります。これを目地といいます。

目地は時間の経過，気温の寒暖による舗装の伸縮，車の通行などにより開いてきます。その開いた状態で車が通行すると建物が振動したり騒音の原因になったりします。こうしたことを防ぐために管理係では復旧の際に立会いをおこない目地が少なくなるように範囲を指示する場合があります。



● ^{がいろじゅ}街路樹などの管理

(1) ^{がいろじゅ}街路樹とは

市街地の道路に沿って、^{どうろくいき}道路区域内に植えられた樹木のことです。

(2) ^{がいろじゅ}街路樹の管理について

市内の^{がいろじゅ}街路樹はエリアを分けて年間管理を行っており、必要な時期に^{せんてい}剪定を実施し、視界の確保や、景観の確保をしています。また年に数回^{しょくじゅたい}植樹帯の清掃を行っています。

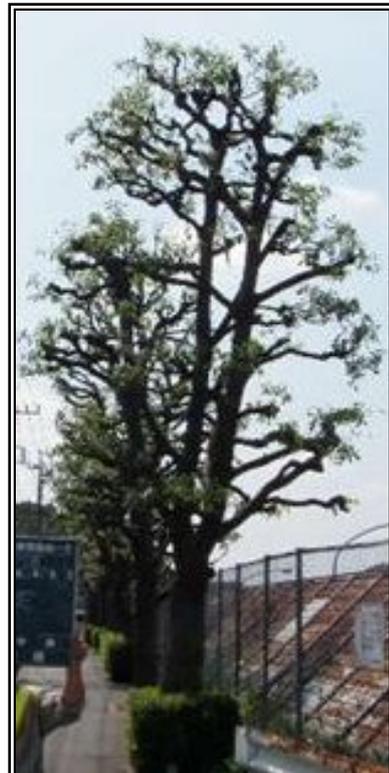
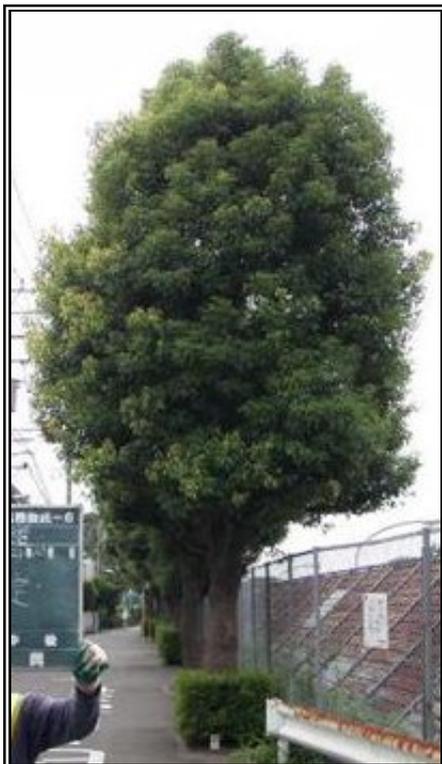
また、住民の方からの依頼、通報で対応することもあります。基本的には依頼をされた順番に対応しておりますが、危険性・緊急性の高いものを優先的に対応しております。

1) ^{じょそう}除草

^{がいろじゅ}街路樹がある場所の^{じょそう}雑草の除草を行います。

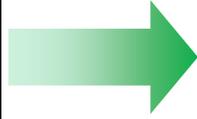
2) ^{せんてい}剪定

^{がいろじゅ}街路樹の枝が伸びて歩行者の妨げになったり、信号やカーブミラーが見えにくくなるなどの危険な状況にならないように、定期的に樹木の^{せんてい}剪定を行います。



3) 伐採・植樹

枯れてしまった街路樹は、倒木などの危険があるため早急に伐採を行います。



伐採後に新しい街路樹を植えます。(植樹に適する時期があるため、対応に時間を要する場合があります)。



4) カラスの巣撤去（不定期）

カラスは春先から夏にかけて巣を作ります。巣に近づいた人間や動物を攻撃する習性を持ち危険であるため、パトロール及び住民の方の連絡で撤去対応します。例年、約10個の巣を撤去しております。

なお、道路管理課が対応できるのは街路樹^{がいろじゅ}についてのカラスの巣だけです。巣が他の管理敷地（学校、地域センターなど）の場合はその管理者へ、巣の場所が個人宅の場合は環境政策課にご連絡願います。

また、蜂の巣に関しても同様の対応をしております。

[環境政策課 042-481-7087（直通）]

(3) 街路樹以外の樹木の管理について

道路管理課では、野川や仙川沿いの歩道の樹木、また水路や畦畔に生えている樹木の管理も行っています。

水路や畦畔の樹木は年間での定期管理を行っていないため、要望を受けた際、現地を確認し必要と判断した場合は剪定や伐採を行っています。

● 管理係からのお願い

道路上に個人のを置くことは、特別な理由で許可しているもの以外は認めておりません。近年、段差解消ブロックやフラワーポット等で転んでけがをする事故が発生しており大変危険ですので、撤去等の対応をお願いします。

段差を解消するために段差の低いL形側溝へ変更する工事を行う場合は、維持保全係にご相談ください。[維持保全係自費工事担当：042-481-7409]

また、道路上にはみ出ている家庭の樹木により、見通しが悪くなり事故が発生したり、けがをされる方がいらっしゃいます。どなたでも快適に通行できますよう、個人(所有者)による剪定等の対応をお願いします。

